

《位置》神戸市東灘区魚崎西町1丁目、魚崎西町2丁目、魚崎南町4丁目及び魚崎南町5丁目

《面積》約31.4ha

《決定年月日》平成21(2009)年12月22日

《地区計画の目標》

当地区は、阪神電鉄魚崎駅の南、国道43号以南に位置し、酒造地域・灘五郷の一つとして、また住吉川河畔の良好な住宅地として、固有のまちなみ・景観を形成してきた地区である。

本計画は、地域の歴史と伝統を活かし、まちなみ・景観の保全育成を図りながら、居住機能・生産機能・商業機能が調和したまちづくりを推進することによって、当地区の魅力の向上と持続的な発展を図ることを目標とする。

《区域の整備・開発及び保全の方針》

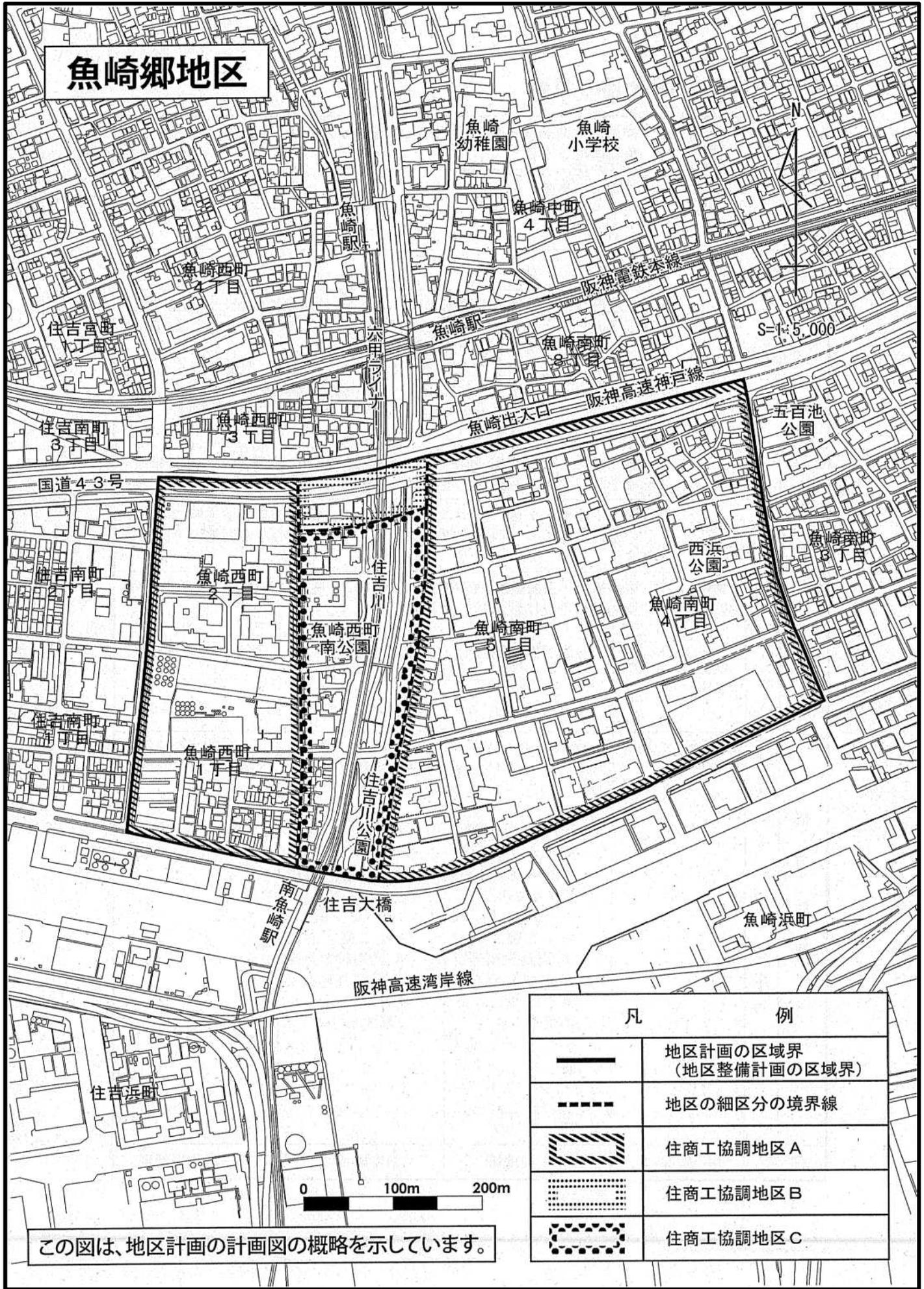
土地利用の方針	居住機能・生産機能・商業機能の各機能が調和した複合市街地の維持・形成を図るため、適正な土地利用を誘導する。
地区施設の整備の方針	既存の道路、公園、河川緑地等について、伝統的な酒造地域にふさわしい景観をまもり、改善を進めながら、安全・安心な市街地の形成に寄与する。
建築物等の整備の方針	居住機能・生産機能・商業機能の調和した良好な環境を保全するため、建築物等の用途に留意して整備を行う。

《地区整備計画の概要》

◇建築物等に関する事項

地区の細区分	名称	住商工協調地区 A	住商工協調地区 B	住商工協調地区 C
		面積	約25.7ha	約0.9ha
建築物等の用途の制限		<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ホテル又は旅館 2. カラオケボックスその他これに類するもの 3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ホテル又は旅館 2. カラオケボックスその他これに類するもの 3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ホテル又は旅館
用途地域		準工業地域	準住居地域	第一種住居地域

魚崎郷地区



この図は、地区計画の計画図の概略を示しています。

凡	例
——	地区計画の区域界 (地区整備計画の区域界)
----	地区の細区分の境界線
▨▨▨▨	住商工協調地区A
⋯⋯⋯	住商工協調地区B
⦿⦿⦿	住商工協調地区C